

## 平成 20 年度第 3 期 政策評価計画（案）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 名 称                | バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）   |
| 目 的                | <p>近年、持続的に再生可能な資源として、「バイオマス」（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。食品廃棄物（生ごみ等）、家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマス、林地残材、農作物非食用部（稲わら、もみ殻等）の未利用バイオマス、資源作物等）が注目されており、世界各国において、その利活用に向けた様々な取組が進められている。</p> <p>我が国においては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力ある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業、農山漁村の活性化に向けて、バイオマスの利活用に関する具体的目標や基本的戦略を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）が策定された。その後、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化したことから、上記総合戦略の見直しが行われ、18 年 3 月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定された。現在、関係府省において、新たな総合戦略に基づき、バイオマスの利活用に関する各種取組が進められている。</p> <p>しかしながら、バイオマスの利活用状況（平成 19 年）をみると、林地残材は 98%が利用されておらず、食品廃棄物や農作物非食用部についても 70%以上が利用されていない。また、国内で発生する廃棄物全体の 56%（平成 17 年度）を占める廃棄物系バイオマスの循環利用率は 16%にとどまっているなどの状況がみられる。</p> <p>この政策評価は、バイオマスの利活用に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> |
| 調 査 項 目            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 バイオマスの利活用に関する政策の現況</li> <li>2 バイオマスの利活用に関する政策の効果の発現状況</li> <li>3 その他</li> </ol>   |
| 調査対象機関             | 総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省  |
| 関連調査等<br>対 象 機 関   | 内閣府、都道府県、市町村、関係団体等   |
| 調査実施時期             | 平成 20 年 12 月～  |
| 担 当 評 価<br>監 視 官 等 | 行政評価局農林水産、環境担当評価監視官<br>管区行政評価局等  |